

令和2年9月3日

真鶴町立

ひなづる幼稚園 保護者の皆様
まなづる小学校 保護者の皆様
真鶴中学校 保護者の皆様

真鶴町教育委員会
教育長 牧岡 努

新型コロナウイルス感染症の対応に向けたお知らせ

保護者の皆様には、「新しい生活様式」を踏まえた教育活動の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。今後も園・学校ともに感染症対策の徹底を図り、子どもたちの健康を第一にして日々の教育活動を進めてまいります。

さて、8月24日通知の文書でお知らせしているところではありますが、園児・児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、速やかに園・学校へと連絡していただくことをお願いいたします。また、今後、園や学校に感染事例が発生した場合の臨時降園・臨時下校等の対応について、以下にお知らせしますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 園児・児童・生徒が園・学校にいる時に感染事例が判明した場合
 - ①園児・児童・生徒は、速やかに降園・下校をして、家庭で過ごします。
※裏面に「具体的な降園・下校方法」を記載します。ご覧ください。
 - ②降園・下校のお知らせは、「マチコミメール」「電話連絡網」で行います。
 - ③濃厚接触者や感染の程度が判明し、消毒などの必要な処置が終了するまで、臨時休園・休校となります。
 - ④園・学校の再開、または、一部の学年の再開については、「マチコミメール」「電話連絡網」で行います。
- (2) 園児・児童・生徒が園・学校にいない時に感染事例が判明した場合
 - ①「マチコミメール」「電話連絡網」でお知らせをします。登園・登校は見合わせてください。
 - ②濃厚接触者や感染の程度が判明し、消毒などの必要な処置が終了するまで、臨時休園・休校となります。
 - ③学校の再開、または、一部の学年の再開については、「マチコミメール」「電話連絡網」で行います。
- (3) 家庭内で同居のご家族等の感染や濃厚接触が判明した場合は、速やかに園・学校までご連絡いただき、登園・登校をお控えください。その場合、お子様に「出席停止」の措置を取る場合がありますので、ご了承ください。その際は、園・学校より連絡いたします。
- (4) 教職員が罹患等した場合も同じ対応になります。

※裏面に、「園・学校において感染者等が発生した場合の対応について」の説明がありますので、ご参照ください。(8月24日通知の裏面と一部変更しました。)

※これを機にマチコミメールの加入をお勧めいたします。(小・中学校のみ) 加入に際し、ご不明点があれば、学校までご相談ください。

問い合わせ先

真鶴町教育委員会

学校教育係 TEL 0465 (68) 1131 内線 435

「具体的な降園・下校方法」

お子さんの園・学校・学年により降園・下校方法が3種類になります。

○園児

・スクールバスでの降園となります。バス停までのお迎えをお願いします。

○小学1～4年生児童で、小学校に5・6年生の兄姉がいない者(当日兄姉の欠席のある者)

・学校での引き取りをお願いいたします。(スクールバス等を利用する児童も含みます。)

・校内への保護者の立ち入りをしていただかないようにするため、校庭に到着しましたら、学校まで電話連絡もしくは、職員室の職員へ直接、学年とお子さんの名前をお伝えください。

・学年の昇降口よりお子さんが出てきます。

・速やかなる下校のため、今回に限り、車での引き取りを可とします。その場合、車は校舎裏からプールの横を通過して校庭に入り、遊具側に駐車します。引き取り後、体育館横を通過してお帰りください。校内では職員の指示に従い、行動してください。

○小学5・6年生児童と小学校にいるその弟妹 及び 中学生

・徒歩での下校となります。(小学校については兄弟姉妹と一緒に帰ります。)

・スクールバス・コミュニティーバスでの登下校をしている児童はスクールバスでの下校になります。

※小学1～4年生は、帰宅後に家に誰もいない状況を避けるために学校での引き取りとしました。

※上記の「降園・下校方法」でご不安・ご不明なことがありましたら、園・学校へご相談ください。

「園・学校において感染者等が発生した場合の対応」(⑤が追加されています)

①園児・児童・生徒に感染症が判明した場合には、医療機関から本人や保護者に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届け出がなされます。その際、園・学校にもご一報いただくようお願いいたします。

②保健所が、感染者本人への面接を行い、感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者等の調査を行います。その際、園・学校は、その特定に必要な日数・範囲で臨時休園・休校を行います。(濃厚接触者の特定に日数を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合においては、臨時休園・休校をしない場合もあります。)現在は感染者が発生した後、1～3日の臨時休園・休校をしてから学校を再開する例が一般的です。

また、それにとどまらず、保健所の調査や、園・学校医の助言等により、感染者の園・学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、園・学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された時には臨時休園・休校を継続することもあります。

③園児・児童・生徒の感染が判明した場合又は園児・児童・生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該園児・児童・生徒を出席停止とします。濃厚接触者に関しては感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間を基準とします。

④保健所及び学校薬剤師等と連携をして、校舎内の消毒を行います。

⑤PCR検査の実施については、感染の状況に応じて保健所が対象者を決定します。